

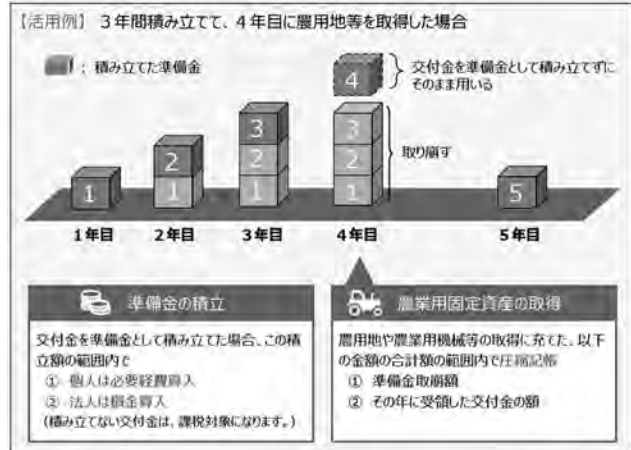
農業経営基盤強化準備金制度 (令和5年度版)

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

特例措置の内容

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画に従い、**農業経営基盤強化準備金**として積み立てた場合、この積立額を**個人は必要経費**に、**法人は損金**に算入できます。

さらに、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、**農用地、農業用機械、施設等**を取得した場合、**圧縮記帳**できます。



対象者

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人、農地所有の確法人）又は認定新規就農者（個人）

対象交付金

以下の交付金の交付を受けた場合に準備金を積み立てることができます。

- ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ・ 水田活用直接支払交付金

対象資産

以下の資産を取得する場合に準備金を活用することができます。

○農用地

- ・ 農地、採草牧草地

○農業用の機械、施設等（取得価格が30万円以上の資産に限ります。）

- ・ 機械及び装置 ・ 器具及び備品
- ・ 建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・ 構築物 ・ ソフトウェア

※令和5年度税制改正において、農業用の機械・施設等のうち取得価格が30万円未満の資産は対象から除外されることとなりました。（令和5年4月以後に取得するものから適用されます。）

対象資産の例

田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリー、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

注：トラック、フォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。

詳細はJAしずない
営農課まで
0146-42-1051